

待遇に関する事項等の説明（派遣時）

（労使協定方式の場合）【法 31 条の 2 第 3 項】

明示事項

令和〇〇年〇月〇〇日

殿

事業所名：〇〇〇〇（株）

事業所所在地：〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

使用者職氏名：代表取締役 〇〇 〇〇

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 31 条の 2 第 2 項に基づき、下記の内容の事項等について明示いたします。

協定対象派遣労働者
であるか否かの別
（対象である場合は、
協定の有効期間の
終期も記載）

協定対象派遣労働者である
（労使協定の有効期間の終期は令和 3 年 3 月 31 日）

説明事項

令和〇〇年〇月〇〇日

殿

事業所名：〇〇〇〇（株）

事業所所在地：〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

使用者職氏名：代表取締役 〇〇 〇〇

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 31 条の 2 第 3 項に基づき、下記の内容の事項等について説明いたします。

派遣先の通常の労働
者と派遣労働者との
間で不合理な相違を
設けない旨
【法第 30 条の 3 関係】
（均等均衡方式の場合）
※均等待遇の場合は【差別的な取
扱いをしない旨】を説明するこ
と

別紙「待遇に関する事項等の説明（説明事項）」を参照

※派遣労働者の待遇のうち均等待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な相違を設けない旨をいうこと。派遣労働者の待遇のうち均等待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で差別的な取扱いをしない旨をいうこと

賃金等の待遇が法第
30 条の 4 第 1 項の

別紙「労使協定書」を参照

<p>労使協定に基づき決定される旨</p> <p>【法第30条の4第1項関係】</p> <p>(労使協定方式の場合)</p>	
<p>職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他就業の実態に関する事項のうち、どの要素を勘案するか</p> <p>【法第30条の5関係】</p> <p>(均等均衡方式の場合)</p> <p>※この項目は均衡待遇の場合のみ説明が必要(均等待遇の場合についてはこの項目の説明は不要)</p>	<p>別紙「待遇に関する事項等の説明(説明事項)」を参照</p> <p>※均衡待遇の対象となる派遣労働者の賃金について、職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項のうち、どの要素を勘案しているのかを説明すること</p>